地域枠医師のキャリア形成プログラムについて

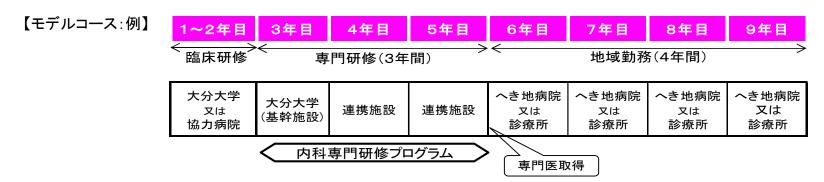
1 キャリア形成プログラムの概要

(1)目 的:医師不足地域の医師確保と当該地域に派遣される医師のキャリア形成の両立を図ることを目的に、 地域での勤務義務期間終了までの大まかな就業先や研修先についてあらかじめ定めておくもの。

(2)根拠法令: 医療法 第30条の23第2項第1号

(3)対 象 者:原則として地域枠医師(卒後2年目の後半に、義務期間終了までの大まかなプランを作成)

(4)内 容:義務期間(通常9年間)内に、地域勤務を4年以上含めることを基本ルールとして、個人毎に作成



(5)今後のスケジュール:現在、卒後3年目以上の地域枠医師から提出のあったプログラムの内容を確認中 第2回地域医療対策協議会において、各自のプログラムについて了承をいただく予定